



海外赴任中の出産について

第258回

大澤さん：こんにちは、みらい先生。実は、アメリカに赴任している社員から、帯同している奥様の妊娠が分かったと連絡を受けました。

みらい：それはおめでとございます！ただ、日本とアメリカとどちらで出産するか悩ましいですね。帰任の予定はないのですか？

大澤さん：はい、帰任予定はまだ先なので、赴任期間中の出産となります。会社としては日本で出産してほしいと思っていますが、本人も迷っているようで、海外で出産する場合はどうすればいいか問い合わせを受けています。具体的には何をしないといけないのでしょうか？

みらい：まず確認をして頂きたいのは、保険の内容です。海外赴任の方が加入する海外旅行保険は、妊娠による治療や救済費用はカバーしていないことが多いです。その場合国内での出産よりも費用がかかるため、費用負担も含めて、会社とご本人との間で話し合う必要があります。

大澤さん：なるほど。当社では在籍出向をとっていますが、健康保険は使えないのですか？

みらい：健康保険による出産育児一時金は、海外での出産でも受け取ることができます。ただ、すぐに受け取ることはできず、一旦立て替え払いした後の事後精算での受給となるので注意が必要です。また、申請にあたっては、現地の医療機関が作成した出生証明書とその日本語訳資料の添付が必要になります。

大澤さん：いろいろと手続きが多いですね。

みらい：そうですね。でも期限は出産日の翌日から2年間なので、この間に申請すれば給付を受けることができます。

大澤さん：わかりました。他にも必要な手続きはありますか？

みらい：行政の手続きも忘れてはいけません。まずはお子様が生まれてから3か月以内に出生届を提出します。こちらは、現地国の日本大使館/総領事館と本籍地の市町村窓口の2か所に提出します。出生届の提出にも、現地医療機関の出生証明書の原本と日本語

訳が必要になります。

大澤さん：わかりました。

みらい：もしお子様が重国籍となる場合は、国籍留保の届出も必要です。これを行わないと日本国籍を失うことになるので注意してください。

手続きは出生届と同じ書類に記入するだけなので、改めて書類を用意する必要はありません。

大澤さん：もしこれを出し忘れると、日本国籍は取得できないのですか？

みらい：そんなことはありません。その子が20歳未満で、日本に居住していれば、再び日本国籍を取得することができます。

大澤さん：安心しました。ありがとうございます。

みらい：国籍を留保した場合は、お子様が22歳になるまでに国籍を選択しないといけない点に気を付けてくださいね。こちらの手続きはお子様ご本人が行います。

大澤さん：将来にわたってやることがあるんですね。何だか国内での出産の方が良い気がしてきました。

みらい：日本の病院での出産の方が安心できる方も多いでしょうから、何を優先させるか、会社やご家族ときちんと話し合っ決めていただくのが大事ですね。人生の一大イベントですから、また何かあればご相談ください。

大澤さん：そうさせて頂きます。本日はどうもありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都千代田区・国内9拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)

JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/